

令和 4 (2022) 年度
「教育委員会の点検・評価」報告書
(令和 3 (2021) 年度対象)

令和 4 (2022) 年 9 月

栃木県教育委員会

はじめに

現在、技術革新やグローバルが急速に進み、社会の大きな変革期にあります。また、気候変動などの影響もあり、未来を正確に予想することは一層難しくなっています。県教育委員会では、このような状況や課題を的確にとらえた上で、とちぎの子どもたちが明日に希望をもって、たくましく生き抜く力を培えるよう令和3年2月に「栃木県教育振興基本計画 2025」を策定し、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間における本県教育行政の基本方針を示しました。

本報告書は、効果的な教育行政を一層推進するとともに県民への説明責任を果たす趣旨から、本ビジョンの初年度に当たる令和3（2021）年度における県教育委員会の事業の執行状況等について自ら点検及び評価を行い、それをまとめたものです。

この点検・評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律162号）の第26条第1項に「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」とあり、この規定に基づいて本報告書を作成し、公表するものです。さらに同条第2項の「点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」という規定に基づき、点検・評価の客観性を確保するため有識者による検討会議を設置して、委員の皆様から様々な御意見をいただきながら点検・評価を行いました。

県教育委員会としては、この点検・評価を十分に踏まえ、「栃木県教育振興基本計画 2025」の基本理念である「とちぎに愛情と誇りをもち 未来を描きともに切り拓くことのできる 心豊かで たくましい人を育てます」の実現に向けて教育施策の着実な推進に努めて参りたいと考えております。

今後とも、県民の皆様には、この基本理念の実現と栃木県の教育・文化・スポーツの充実・発展のために、御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4（2022）年9月

栃木県教育委員会

目 次

I	本県における「教育委員会の点検・評価」について	1
	「栃木県教育振興基本計画 2025」の施策体系	2
	令和 3 (2021) 年度の主な取組	3
II	教育に関する事務の執行状況の点検及び評価	
	基本目標 I 学びの場における安全を確保する	9
	基本目標 II 一人一人を大切にし、可能性を伸ばす	11
	基本目標 III 未来を切り拓く力の基礎を育む	14
	基本目標 IV 自分の未来を創る力を育む	18
	基本目標 V 豊かな学びを通して夢や志を育む	21
	基本目標 VI 教育の基盤を整える	26
III	教育委員会の活動状況について	32

I 本県における「教育委員会の点検・評価」について

1 目的

栃木県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行いその結果を公表することにより、本県における教育行政の適切かつ効果的な執行等を一層推進するとともに、県民への説明責任を果たすことを目的とする。

2 対象

「栃木県教育振興基本計画 2025」(以下「ビジョン」という。)の施策体系(2ページ参照)の6つの基本目標ごとに、令和3(2021)年度の主な事業の執行状況、推進指標の進捗状況及び教育委員会の活動状況について点検・評価を実施する。

3 報告書の構成

点検・評価の結果をまとめた本報告書は、以下の内容で構成した。

- ・施策の方向：ビジョンの6つの基本目標にそれぞれ関連の深い20の基本施策について、施策の方向を掲載
- ・推進指標：ビジョンに示した23の推進指標を掲載(基準値と令和2(2020)年度の数値が異なるものは、令和元(2019)年度の数値を基準値としている。)
- ・取組状況と成果及び今後の対応方向：令和3(2021)年度の主な事業についての取組状況と成果及び今後の対応方法の概要を掲載
- ・検討会議委員からの主な意見：第三者から構成される検討会議の委員からいただいた御意見のうち、主なものを掲載

4 検討会議の設置

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項「点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」に基づき、以下の構成員による検討会議を設置する。

(50音順)

選出分野	氏名	所属等
高等学校又は特別支援学校の校長経験者	大森 亮一 氏	元学悠館高等学校長
大学等の専門的な識見を有する者	加藤 謙一 氏	宇都宮大学共同教育学部長
生涯学習分野の知識を有する者	中嶋 加代子 氏	矢板市社会教育委員会議委員長
小学校又は中学校の校長経験者	初谷 憲一 氏	元宇都宮市立一条中学校長
小学生、中学生又は高校生の保護者	前橋 厚 氏	栃木県高等学校PTA連合会

5 議会への提出及び公表

県議会に報告書を提出(令和4(2022)年9月)するとともに、教育委員会のホームページ「栃木県教育委員会 とちぎの教育」に掲載し、公表する。



<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kyouiku/kyouikugyousei/kyouikuiinkai/index.html>

「栃木県教育振興基本計画 2025」の施策体系



令和3(2021)年度の主な取組

基本 目標	基本 施策	主 な 取 組 内 容
Ⅰ 学 び の 場 に お け る 安 全 を 確 保 す る	基本施策1 学校安全の徹底・ 充実	(1) 教員の学校安全に関する資質・能力の向上 ・安全管理・危機管理研修会の開催 ・運動部活動リスクマネジメント研修会の開催 ・危機管理に関する校内研修の実施 ・大学院研修教員派遣及び内地留学生派遣 ・運動部活動指導者研修会の開催 ・安全な登山に向けた指導者のための研修会の開催等 (2) 校内の体制整備の強化 ・危機管理体制や安全確保の対策等の確認に関する指導主事訪問 ・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 (3) 安全教育の充実 ・安全教育指導者研修会の開催 ・学校安全総合支援事業 ・高等学校交通問題地域連絡協議会の運営
Ⅱ 一 人 一 人 を 大 切 に し、 可 能 性 を 伸 ば す	基本施策2 人権尊重の精神を 育む教育の充実	(1) 人権教育の充実に向けた連携体制の整備 ・目標の共有を図るための各種会議の開催 (2) 指導者の人権意識の高揚と指導力の向上 ・人権教育指導者等の養成及び資質・能力の向上を図るための各種研修会の開催 [校内における人権教育推進の要である人権教育主任に今年度初めて任命された教職員を対象に主任としての資質・能力の向上を図る「新任人権教育主任研修会」を開催する。] ・支援訪問の実施 ・指導資料の活用 (3) 人権や人権問題の正しい理解を図るための学習・啓発の充実 ・副教材等の作成及び活用の推進 ・研究学校及び総合推進地域の指定 ・地域や家庭への啓発
	基本施策3 特別支援教育の 充実	(1) 教員の理解促進と実践的な指導力の向上 ・校内支援体制の強化に向けた管理職等を対象とした研修会の開催 ・発達障害専門家チーム等の学校派遣 (2) 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の構築 ・本人・保護者の参画による個別の教育支援計画の作成・活用の推進 ・各学校段階等の移行期における支援情報の引継ぎの推進
	基本施策4 多文化共生に向け た教育の推進	(1) 国際教育の推進 ・英語教育の充実 ・長期・短期留学支援 ・高等学校ALT活用事業 (2) 日本語指導が必要な児童生徒への指導・支援の充実 ・外国人児童生徒教育拠点校事業 ・帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業 ・帰国・外国人児童生徒教育研究協議会の開催

基本 目標	基本 施策	主 な 取 組 内 容
Ⅲ 未 来 を 切 り 拓 く 力 の 基 礎 を 育 む	基本施策5 確かな学びを育む 教育の充実	(1) 学びの基礎を培う幼児教育の充実 ・幼小接続期のカリキュラムの充実 ・幼児期にふさわしい教育・保育の充実 (2) 学習の基盤となる資質・能力の育成 ・新教育課程定着・促進支援事業 ・情報教育の充実 ・創意ある教育課程の編成と実施 ・指導方法・内容の改善充実 (3) 確かな学力の育成 ・創意ある教育課程の編成と実施 ・学校における教育指導等の改善・充実を図る取組を推進 ・家庭における学習習慣や生活習慣等の改善に向けた取組を推進 ・とちぎっ子学力アッププロジェクト（とちぎ学力向上推進事業） [学校における授業改善に向けた取組を支援するために学力向上コーディネーターを市町に派遣する。 ・学力向上に向けた指導体制モデル事業]
	基本施策6 豊かな心を育む 教育の充実	(1) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実 ・道徳教育総合支援事業 ・生命尊重の教育の充実 (2) 子どもの読書活動の推進 ・子どもの発達段階に応じた読書活動の推進 ・家読（うちどく）の推進 ・高校生読書活動の推進
	基本施策7 健やかな体を育む 教育の充実	(1) 体育活動の充実 ・教科体育の充実 ・体力向上事業 ・とちぎっ子体力ジャンプアッププロジェクト事業 [Webサイトの開設や外部指導者の派遣を行うとともに体力アップ教室を開催する。 ・運動部活動指導者研修会の開催 ・市町立中学校部活動指導員配置事業 ・県立学校部活動指導員配置事業 ・運動部活動補助員派遣事業 (2) 学校保健、食育・学校給食の充実 ・健康教育の指導の充実 ・健康教育対策及び研究事業 ・薬物乱用防止教室推進事業 ・性に関する指導の推進 ・つなげるひろげる食育推進事業 ・栄養教諭等の研修の充実 ・学校給食管理の指導の充実

基本目標	基本施策	主な取組内容
IV 自分の未来を創る力を育む	基本施策8 自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実	<p>(1) 学業指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒指導推進委員会の開催 ・児童・生徒指導推進研修会の開催 ・問題行動等未然防止プログラム事業 <p>(2) 教育相談・支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールサポート推進事業 ・スクールソーシャルワーカー活用事業 ・SNSを活用した相談事業 ・スクールカウンセラー等活用事業 ・「いじめ相談さわやかテレフォン」の実施 ・不登校児童生徒支援事業 ・教育相談事業（来所相談） <p>(3) 児童・生徒指導上の諸課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットパトロール事業 ・スクールロイヤー活用事業 ・いじめ問題等解決支援事業 ・不登校児童生徒支援事業 ・不登校児童生徒に対する経済的支援推進事業 <p>〔経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒が、適応指導教室等で活動を行うために必要な経費の支援を行う。〕</p>
	基本施策9 社会に参画する力を育む教育の充実	<p>(1) 社会の形成者としての資質・能力を育む教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共的な事柄に関わる学習の推進 ・専門家や関係機関と連携した学習の推進 ・消費者教育の充実 ・共生社会の実現を目指した体験的な学習の推進 ・福祉教育の充実 <p>(2) 持続可能な社会の創り手を育む教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SDGsの達成に向けたESDの観点からの学習の推進 ・学校と地域の連携による地域課題を探究する学習の推進 ・環境教育・エネルギー教育の充実 ・未来を創る高校生地域連携・協働推進事業 ・高校生未来の職業人育成事業
	基本施策10 キャリア教育・職業教育の充実	<p>(1) キャリア教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア形成支援事業 ・とちぎの高校生「じぶん未来学」の推進 <p>(2) 職業教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生未来の職業人育成事業 ・個に応じた実践的な職業教育の充実 ・福祉・労働等の関係機関と連携したきめ細かな就労支援の推進

基本目標	基本施策	主な取組内容
V 豊かな学びを通して夢や志を育む	基本施策11 ふるさとの自然・歴史・伝統・文化等を学ぶ機会の充実	<p>(1) ふるさととちぎを学ぶ機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「とちぎふるさと学習」の推進 ・地域の素材や環境を活用した学習等の促進 ・学校と地域が連携・協働した多様な教育活動の推進 <p>(2) 伝統や文化に関する教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郷土や我が国の伝統や文化及び他国の文化の理解と尊重 ・専門家や関係機関との連携による学習の充実 ・芸術文化の鑑賞や体験活動等による伝統や文化に触れる機会の充実 ・文書館資料の充実と普及 <p>(3) 文化財の保存と文化財に触れ親しむ機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の調査及び適切な保存の推進 ・文化財の情報発信と活用の促進 ・いにしえのとちぎ発見どき土器わく湧くプロジェクト事業〔遺跡の発掘調査と公開などの活用事業を連動させることにより、本物の文化財に触れる機会を増加させる。〕 ・とちぎ“いにしえの回廊”づくり事業 ・日光杉並木街道保護事業
	基本施策12 より高度な世界・広い世界に触れる機会の充実	<p>(1) 高度な学びの機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院研修教員派遣及び内地留学生派遣 ・とちぎ子どもの未来創造大学事業の充実 <p>(2) 産学官連携による産業教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア形成支援事業 ・高校生未来の職業人育成事業 ・産業教育担当教員の現場実習派遣 <p>(3) 国際的視野やチャレンジ精神の涵養</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期・短期留学支援 ・高等学校ALT活用事業
	基本施策13 県民一人一人の生涯学習への支援	<p>(1) 生涯学習推進の基盤づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の生涯学習活動を促進する生涯学習推進体制の充実 ・公民館や青少年教育施設等、社会教育施設の機能充実 ・社会教育主事有資格者の養成及び資質向上 ・生涯学習を推進する指導者の養成及び資質向上 ・新青少年教育施設整備運営事業の推進 ・県立美術館、図書館等に係る将来構想の検討 <p>(2) 生涯にわたる学びの機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とちぎ県民カレッジの充実 ・障害者の生涯学習を推進する学習機会の提供 ・とちぎ子どもの未来創造大学事業の充実 ・青少年活動の充実 <p>(3) 学びを生かした地域づくりの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域コーディネーターの養成及び資質向上 ・青少年リーダーの育成 ・地域課題解決のための学習機会の充実 ・生涯学習情報提供システム「とちぎレインボーネット」の充実
	基本施策14 いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会を契機としたスポーツの推進	<p>(1) 本県選手の競技力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有望選手・チームの合宿等に対する助成 ・スポーツ専門員の配置拡充 <p>(2) 大会の開催によるレガシー（遺産）の継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック・パラリンピック教育推進事業 ・大規模大会や国際大会の招致 ・とちぎスポーツフェスタの開催支援

基本目標	基本施策	主な取組内容
VI 教育の基盤を整える	基本施策15 学校教育の情報化の推進	(1) 教員のICT活用指導力の向上 ・情報教育の充実 ・タブレット活用研修の実施 ・プログラミング教育応援チーム派遣事業 (2) 情報モラル教育の充実 (3) ICT環境の充実 ・ICT支援員の配置 ・授業目的公衆送信補償金制度活用事業
	基本施策16 教員の資質・能力の向上	(1) 養成・採用・研修の一体的な取組の推進 ・教職員の人材確保 ・大学院研修教員派遣及び内地留学生派遣 ・とちぎの教育未来塾の実施 ・教職員研修事業の実施 (2) 教員のキャリアステージに応じた研修の充実 ・教職員研修事業の実施【再掲】 ・学力向上に向けた指導体制モデル事業
	基本施策17 学校運営体制の充実	(1) 学校の指導体制の充実 ・いきいきプロジェクト（少人数学級の充実） ・スマイルプロジェクト（非常勤講師配置の充実） ・かがやきプロジェクト（学力向上実践加配及び学力向上推進リーダーの配置） ・インクルーシブ教育指導員モデル配置事業 [通常の学級に在籍する発達障害等のある児童を支援するインクルーシブ教育指導員を小学校に配置する。] ・学校評議員制度、学校運営協議会推進事業 (2) 学校における働き方改革の推進 ・学校における働き方改革マネジメント強化事業 ・学校における働き方改革推進者養成研修事業 ・勤退管理システムの整備・運用 ・教員業務支援員の配置 ・県立学校統合型校務支援システムの整備・運用 ・部活動の段階的な地域移行に向けた取組の推進 [令和5(2023)年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けた実践研究] (3) 教職員の保健管理の充実 ・健康診断、健康の保持増進のための啓発等の実施 ・メンタルヘルス講座、ストレスチェック事業等の実施
	基本施策18 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進	(1) 「ふれあい学習」の推進 ・「ふれあい学習」を推進する体制の充実 ・「ふれあい学習」推進のためのネットワークづくり等の支援 (2) 学校と地域の連携・協働の推進 ・頑張る学校・地域！応援プロジェクト事業の推進 ・地域コーディネーターの養成及び資質向上 ・地域連携教員活動支援事業の推進 (3) 家庭教育への支援 ・幼児期の子どもをもつ保護者への支援 ・「とちぎの子どもをみんなで育てよう運動」の推進 ・家庭教育支援プログラム普及・定着事業の推進 ・家庭教育支援者の養成 ・とちぎの高校生「じぶん未来学」の推進 ・家庭教育相談体制の充実

基本目標	基本施策	主な取組内容
VI 教育の基盤を整える	基本施策19 魅力ある県立高校づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校における特色ある教育活動の推進 ・学校運営協議会の開催 ・「学力向上に向けた指導体制モデル」事業の推進 ・第二期県立高等学校再編計画の推進 ・県立高校の在り方検討会議の開催
	基本施策20 学校施設・設備の整備	<p>(1) 県立学校施設・設備の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校施設長寿命化推進事業 ・県立学校校舎等の維持管理 ・県立学校空調設備整備事業 ・産業教育設備の整備 <p>(2) 公立小・中・義務教育学校施設の整備促進</p>

Ⅱ 教育に関する事務の執行状況の点検及び評価

基本目標

I 学びの場における安全を確保する

基本施策1 学校安全の徹底・充実

教育活動の安全が確保されるためには、各学校の実情に応じて、想定される危険等を明確にし、各活動の計画・実施に際してチェック機能が確実に働くとともに、各教員が最新の科学的知見や各種ガイドラインに基づく安全に関する知識を有し、その場の状況に応じた適切な判断ができることが重要です。さらに、自然災害や交通事故・犯罪等から児童生徒等が自ら身を守るためには、安全な生活を実現するために必要な知識や主体的に行動する態度を身に付けることが大切です。

そこで、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事件や事故、災害等が発生した場合に、適切な対応ができるよう、教員の学校安全に関する資質・能力の向上や校内の体制整備の強化に取り組み、学校の教育活動における安全管理の徹底を図っていきます。

また、安全教育の充実を図り、児童生徒等が自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成していきます。

推進指標	学校管理下における負傷を伴う事故等の発生率(国公私合計) 〔災害共済給付状況(独立行政法人日本スポーツ振興センター)〕						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	(2019)						2019年における全国最上位の水準(3.46%)を目指す
	4.01%	3.54%					

① 教員の学校安全に関する資質・能力の向上

○取組状況と成果	<p>安全管理・危機管理研修会では、県立学校の教頭、教務主任等を対象に研修を計画し(R3(2021)は書面開催)、学校の安全管理・危機管理の徹底及び安全教育の充実を図った。</p> <p>また、危機管理に関する校内研修では、それぞれの学校や地域の実情、課題等を踏まえた内容の研修を計画して実施し、教職員一人一人の危機に対する意識を向上させ、危機管理に関する基本的知識を高めるとともに、危機等発生時の適切な判断力及び対応力の習得を図った。</p>
◇今後の対応方法	<p>学校の安全・危機管理に関する組織体制の強化や教員研修の充実が喫緊の課題であり、引き続き、各県立学校の教頭、主幹教諭、教務主任及び安全担当等を対象とした悉皆研修を開催していく。また、危機管理に関する校内研修においては、学校の実情を踏まえた校内研修となるように、学校主体の研修運営を支援していく。</p>

② 校内の体制整備の強化

○取組状況と成果	<p>危機管理体制や安全確保の対策等の確認に関する指導主事訪問では、各校を訪問し危機管理体制等を確認し、「学校の危機管理マニュアル作成のためのガイドブック(令和3年3月)」を参考に指導助言を行った。また、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業では、スクールガード・リーダー等による巡回指導等を通して、児童生徒の安全を地域ぐるみで支える体制づくりに積極的に取り組み、児童生徒の登下校の安全確保や校舎内への不審者侵入防止等に対する地域の人たちの意識を高めた。</p> <p>また、那須雪崩事故を教訓とした学校安全の取組として、登山アドバイザー派遣や県高体連主催大会等の適切な運営支援等の指導・助言等の34の事業等に組み込み、登山活動のみならず、学校における全ての教育活動の安全管理の徹底を図った。</p>
----------	---

◇今後の 対応方法	<p>危機管理体制や安全確保の対策等の確認に関する指導主事訪問では、各学校の危機管理体制の充実等を図っていくため、引き続き実施していく。また、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業では、今後も連絡協議会・育成講習会等をとおして、学校安全に対する理解の深化を図り、児童生徒の安全を各地域の実情に応じた体制づくりの充実を図っていく。</p> <p>高校生の登山のあり方等に関する検討委員会を中心に、有識者や遺族委員等の意見を十分に踏まえながら、高校生の登山のあり方や安全策等の検討を進めていく。</p> <p>また、登山計画作成のためのガイドラインの厳守を各校に徹底させるとともに、登山計画審査会による厳正な審査を行うことより、事故のない安全登山の実施を図っていく。</p>
③ 安全教育の充実	
○取組状況 と成果	<p>学校内外における事件・事故、交通事故、自然災害等により尊い生命が失われるなど、児童生徒を取り巻く状況は深刻化していることから、安全教育指導者研修において、小・中学校及び義務教育学校の教頭又は学校安全担当、県立学校の学校安全担当を対象として、学校安全の3領域に関する研修を実施し、安全教育の充実を図った。</p> <p>それらを基に、各学校においては、各教科等の該当単元及び特別活動の時間はもとより、日常の学校生活などを関連させながら、児童生徒が身近な危険から身を守るための安全教育を行っている。</p>
◇今後の 対応方法	<p>今後も安全教育に関する研修等についてオンライン会議を活用し、教員一人一人の資質向上を図るとともに、学校の特性や児童生徒等の実情を考慮した安全教育が実施されるよう支援していく。なお、研修内容については、国や社会の状況を踏まえながら、優先すべき課題を取り上げていく。また、避難訓練に関しては、これまで多かった地震や火災の場面に加え、竜巻や不審者対応など多様な場面での訓練が行われるようになっている。今後は、余震や停電、悪天候時などを想定した訓練を行い、より実践的なものとなるよう充実を図っていく。</p>

検討会議委員からの主な意見

- 子どもたちに自分の身を自分で守れる力を身に付ける教育をしっかりと行ってほしい。
- コロナ禍で避難訓練を火災時の避難経路の確認等のみとしている学校があると聞いている。身の回りには様々な危機があるので、火災に加えて竜巻や突風などに対する避難訓練など、様々な危機に対する訓練があるとよい。

基本目標

Ⅱ 一人一人を大切にし、可能性を伸ばす

基本施策2 人権尊重の精神を育む教育の充実

人権とは、全ての人々が幸福な生活を営むために欠かすことのできない大切な権利です。本県では、一人一人の人権が尊重されるよう、栃木県人権教育基本方針に基づき人権教育の推進に努めてきました。

しかし、令和2(2020)年度には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、医療従事者や感染者等に対する偏見・差別や誹謗中傷などの事案が発生するなど、依然として様々な人権問題が生じている状況にあります。

このような現状を踏まえ、「人権教育推進の手引」等により今後取り組むべき課題や方向性を明らかにし、市町教育委員会や関係機関等と連携しながら人権教育の一層の充実を図っていきます。

推進指標 「自分にはよいところがあると思う」と答える児童生徒の割合(小6・中3)〔全国学力・学習状況調査(文部科学省)〕

	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	(2019)						
小	83.1%	79.2%					100%を目指す
中	78.4%	78.9%					

① 人権教育の充実に向けた連携体制の整備

○取組状況と成果 市町教育委員会等の関係機関等と人権教育推進の課題や方向性等を共有するため、「人権教育推進の手引」を作成し、各市町教育委員会や各学校等に配布した。
また、関係機関等との連携・協力を深めるため、人権教育推進会議、人権教育担当者連絡会議等を開催した。令和3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催を見送った会議もあった。

◇今後の対応方法 各種会議において、「人権教育推進の手引」について説明し、人権教育推進の課題や方向性等の更なる理解促進に努める。また、関係機関等と日頃から連絡を密に取ることで連携を深め、より実態に即した人権教育の推進に向けた連携体制の構築を図る。また、感染症の感染防止の視点からも適切な会議開催形態について検討し、有意義な会議開催に努めていく。

② 指導者の人権意識の高揚と指導力の向上

○取組状況と成果 人権教育指導者の人権意識の高揚と指導力の向上を図るため、「人権教育担当者スキルアップ研修」、「児童虐待に対応するための研修会」等の研修会開催や「人権教育推進のための支援訪問」を通じ、人権問題への適切な対応について理解を深める機会を提供したり、指導・助言を行ったりした。新型コロナ感染症の感染拡大防止対策の視点と研修の内容から、オンラインで研修会を開催した。

◇今後の対応方法 コロナ禍においても、人との関わりをとおして、児童生徒の自尊感情を高めることができるような指導力の向上を図る。そのため、令和元(2019)年度の人権教育推進状況調査において判明した校内研修に取り組む学校数減少の改善を目指し、適切に校内研修が実施されるようあらゆる機会に働きかけを行う。また、指導者が研修に参加しやすいよう、参集型・オンライン型等、適切な研修開催形態について検討する。

③ 人権や人権問題の正しい理解を図るための学習・啓発の充実

○取組状況と成果 人権や人権問題の正しい理解を図るための学習・啓発の充実を目指し、人権教育研究学校を指定して、その成果の普及に努めた。栃木県教育研究発表大会では、内地留学生が研究成果を報告した。また、「人権教育だより」や人権に関する文集「あすへのびる」、児童生徒がタブレット端末で学習できるデジタル教材「人権の窓」を作成し、人権について理解を深める教育・啓発の充実に向けた取り組みを推進した。

◇今後の 対応方法	人権教育は、児童生徒の発達段階や各教科・領域等の特質に応じ、教育活動全体で推進することが重要である。そのため、人権教育研究学校の研究成果を踏まえながら、人権教育に係る学習資料等を作成し、様々な場面での活用を通して人権教育の積極的な推進を図る。また、GIGAスクール構想に基づき、児童生徒が効果的に学習できるデジタル教材の充実に努める。
--------------	---

基本施策3 特別支援教育の充実

障害の有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会を目指し、インクルーシブ教育システムの更なる推進が求められています。

本県では、幼児児童生徒が自信を育むとともに、周囲の人々と理解を深め合いながら相互に支え合う関係を構築することが重要であると捉え、校内支援体制を整え、安心感を高める指導・支援の充実に努めています。その中で、障害のある幼児児童生徒については、持っている力を最大限に発揮し、生涯にわたり自立し社会参加していくことができるよう、一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導・支援を更に充実させていくことが必要です。

そこで、様々な障害のある幼児児童生徒がその年齢や能力・特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、全ての教員の理解促進と実践的な指導力の向上に努めるとともに、就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制を構築するなど、特別支援教育の一層の充実を図っていきます。

推進指標	中・義務教育学校において、個別の教育支援計画を作成し、高等学校等へ進学した生徒のうち、引継ぎを実施した割合〔障害のある幼児児童生徒の支援情報の引継ぎ調査〕						
	基準値 (2019)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	65.0%	74.3%					100%

① 教員の理解促進と実践的な指導力の向上

○取組状況と成果
総合教育センターの基本研修や新任教頭研修等において、障害のある児童生徒の理解や指導・支援について説明するなど、特別支援教育の理解促進に努めた。また、特別支援学校を会場とした、特別支援学級2年目の教員等を対象とした研修を実施し、実践的な指導力の向上を図った。

◇今後の対応方法
一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導・支援を更に充実させるよう、発達障害専門家チームの学校派遣や、特別支援学校のセンター的機能の活用を周知する。
インクルーシブ教育指導員をモデル校に配置し、校内支援体制を整えるとともに、取組の成果を近隣の学校へ周知し、地域全体の特別支援教育の充実につなげていく。

② 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の構築

○取組状況と成果
小・中学校等の教頭を対象とした特別支援教育研究会を実施し、個別の教育支援計画を活用した小・中学校間の引継ぎや、支援情報を高等学校等へ引き継ぐことの必要性を周知した。また、保護者向けのリーフレット「就学前から学校卒業後にわたる一貫した支援のために～「個別の教育支援計画」の作成と活用～」を各研修会等で配布し、教職員への理解促進を図った。

◇今後の対応方法
特別支援教育研究会や、各教育事務所や市町教育委員会、各学校への訪問において、教職員への理解啓発を図っていく。また、高等学校を対象とした巡回相談や特別支援教育コーディネーターを対象とした連絡協議会等において、高等学校から引継ぎの好事例を周知していく。

基本施策4 多文化共生に向けた教育の推進

在留外国人や外国人児童生徒が増加する中で、これからの社会の在り方として、多様な文化的背景や価値観をもつ人々を尊重し、共生することが求められています。

学校においても、全ての児童生徒が、我が国の言語や文化に加えて、多様な言語や文化、価値観についても理解し、互いを尊重しながら学び合えるような環境づくりが期待されています。

そこで、本県では、様々な教育活動を通して、児童生徒に異文化理解や多文化共生の考え方が根付くよう、取組を充実させていきます。

推進指標	小・中・義務教育学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒のうち、「特別の教育課程」による日本語指導を受けている割合 〔小・中学校教育課程等に係る調査〕						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	78.1%	87.1%					100%

① 国際教育の推進

○取組状況と成果	令和3(2021)年7月に「グローバル人材育成講演会」をオンラインにより実施した。SDGsの概要と各国の目標達成状況や、国際協力に携わる仕事に関する講演を通して、生徒がSDGsの意義や国際社会に貢献する重要性について考えることができた。
◇今後の対応方法	世界を視野に幅広く活躍する講師による講演会をはじめとした様々な教育活動を通して、様々な価値観や文化を持つ人々と共に生きる社会の担い手として必要な資質・能力の育成を図っていく。

② 日本語指導が必要な外国人児童生徒等への指導・支援の充実

○取組状況と成果	小・中学校において、外国人児童生徒等の就学受入れの中心となり、教育の研究や実践を行う「拠点校」を41校指定し、校内指導体制の確立を通して日本語の指導や生活適応指導を行った。また、日本語指導ができる、又は児童生徒の母語が分かる支援員の派遣に対して助成する「帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」は3市において実施し、受入環境の整備を支援した。
◇今後の対応方法	小・中学校における「拠点校」については、配置基準に基づき適切な配置を進める。また、「帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」の活用により外国人児童生徒等への十分な対応を目指す。また、帰国・外国人児童生徒教育研究協議会を10月に開催し、外国人児童生徒等への適応指導やその特性を生かす指導の在り方について協議し、各学校における指導の充実を図っていく。

検討会議委員からの主な意見

- 家庭内の人権は、学校だけでは対応が難しく市町の役割が大きいと考えている。市町との連携が大切である。
- 推進指標にあるように、個別の教育支援計画の高等学校等への引継ぎを実施した割合を100%にすることを目指すのであれば、義務化にすることはできないのか。規則があれば中学校の先生方も生徒や保護者に必要性について説明できるのではないのか。
- 県立学校、特に定時制や通信制が中心になると思うが、日本語指導が必要な外国人児童生徒が少なくないと思うので、県立学校にも支援員等の拡充をしていただきたい。

基本目標

Ⅲ 未来を切り拓く力の基礎を育む

基本施策5 確かな学びを育む教育の充実

学習指導要領（平成 29・30 年告示）の趣旨を実現し、児童生徒の資質・能力を育成する観点から、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのないよう、個別最適な学びと社会とつながる協働的な学びを実現していく必要があります。

そのため、幼児期においては、諸能力が相互に関連し合い総合的に発達していくこの時期の特徴を踏まえ、幼児の自発的な遊びを通じた総合的な指導の中で、育みたい資質・能力を一体的に育む教育の充実を目指すとともに、小学校段階への円滑な接続を推進します。

小・中・高等学校の各学校段階においては、児童生徒の発達の段階に応じて、ICTを適切に活用しながら、一人一人に応じた適切な指導を行うことや、学校ならではの協働的な学び合いを大切に、新しい時代に必要となる資質・能力を育成します。

推進指標 幼小カリキュラム接続事業を実施している市町数
〔幼小連携推進状況調査〕

基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
17市町	21市町					25市町

推進指標 「全国学力・学習状況調査（文部科学省）」の「教科に関する調査」の各教科（国語、算数・数学、理科、英語）の標準化得点の平均値（理科と英語は3年に1回程度実施）

	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
小6 (国・算)	(2019) 99.5	100.0 (国・算)					各教科の標準化得点の平均値が、全国平均値(100.0)を上回る
中3 (国・数・英)	99.7	100.0 (国・数)					

① 学びの基礎を培う幼児教育の充実

○取組状況と成果 「とちぎの幼小カリキュラム接続プロジェクト」を実施した。令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度が対象の5市においては、大学教員や指導主事を派遣するなどして、各市の事業構想の実現に向け重点的に支援を行った。令和3(2021)年度から対象の5市町においても、各市町の現状に合わせ事業推進体制の整備や取組内容を前進させることができた。

◇今後の対応方法 コロナ禍の影響もあり、推進指標の市町数は計画段階の数も含まれている。それらの市町が令和4(2022)年度に確実に事業実施できるようにフォローしていく。また、対象年度が終了した各市町においても、接続事業実施達成に向け、各市町のニーズに丁寧に応じ支援を継続していく。

② 学習の基盤となる資質・能力の育成

○取組状況と成果 学習指導要領の趣旨の実現を目指し、小・中・義務教育学校では、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間で、全ての教員を対象に、教育課程研究集会を実施している。教育課程の編成及び実施上の諸問題に関する研究協議等を行うことで、教員の指導力の向上を図った。また、高等学校では、新学習指導要領の趣旨や内容の理解を深める新教育課程説明会を、平成30(2018)年度から4年間で実施した。

◇今後の対応方法	小・中・義務教育学校では、各学校の研究実践や、教育課程研究集会における研究協議等の内容をまとめた動画資料を作成し、教員の指導力向上を図るとともに、各学校における教育課程の適切な実施を支援する。高等学校では、令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までの4年間で、全ての教員を対象に、教育課程研究協議会を行い、教育課程の編成及び実施上の諸問題に関する研究協議等を行うことで、教員の指導力の向上を図る。
----------	---

③ 確かな学力の育成	
○取組状況と成果	5月下旬に「とちぎっ子学習状況調査」を実施し、7月末に調査結果を各学校に送付した。調査結果や調査問題を活用することで、学習指導の改善・充実につながるよう、各種研修会で講話や説明を行ったり、教師用の指導資料の作成・配布したりした。また、学力向上コーディネーターの派遣、学力向上推進リーダーの配置などにより、各学校や市町教育委員会における学習指導上の課題解決に向けた取組を支援した。 学力向上コーディネーターからの助言により、教職員全体の意識改革や学校の課題の焦点化、課題を踏まえた授業改善等を行うことができた。
◇今後の対応方法	各学校が、学力向上に向けて検証改善サイクルを運用し、児童生徒の学習内容の確実な定着を図っていけるよう、各種研修会における説明や教師用の指導資料の作成・配布などを通して学校や市町教育委員会に対して有効な情報を提供していく。また、とちぎっ子学力アッププロジェクトに係る各種事業を通して、学校や市町教育委員会における学力向上に向けた取組を引き続き支援していく。

基本施策6 豊かな心を育む教育の充実

子どもたちを取り巻く社会環境が急激に変化し、将来を予測することが困難な時代に、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きる力が求められています。

これまで本県では、「いきいき栃木っ子3あい運動」や「教え育てる道徳教育」を推進し、子どもたちの豊かな心の醸成に努めてきました。

今後は、こうした取組を生かしながら、道徳教育の要である「特別の教科 道徳」の授業の質の向上を図るとともに、学校における道徳教育の一層の充実を目指していきます。

また、子どもの読書活動は、幅広い知識や考え方に触れ、自らの思索を深め、豊かな心を育むために欠くことのできないものであり、全ての子どもが主体的に読書に取り組めるよう支援していきます。

推進指標	1か月に1冊も本（まんが・雑誌を除く。）を読まない児童生徒の割合（不読率） [子どもの読書活動に関する実態調査]						
	基準値 (2019)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
小	7.4%	10.3%					5%以下
中	16.1%	15.5%					14%以下
高	49.9%	49.6%					40%以下

① 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実

○取組状況と成果	特色ある道徳教育支援事業研究指定校や道徳教育応援チーム派遣事業実践校に外部講師を派遣し、提案授業や講話を実施し、全教職員で道徳教育に関わる校内体制づくりや、道徳科における「考え、議論する道徳」の指導について支援した。新任道徳教育推進教師研修会では、道徳教育推進教師を中心に学校全体で取り組む道徳教育の在り方について理解を深めた。
----------	--

◇今後の対応方法	研究指定校や道德教育応援チーム派遣事業実践校における外部講師派遣や、新任道德教育推進教師研修会等を通して、道德教育推進教師を中心とした全教育活動で道德教育を行う校内体制や、学習指導要領で示された道德科の指導方法の工夫改善に向けた取組等の支援を行う。研究指定校や道德教育応援チーム派遣事業実践校の取組については資料にまとめ、県のホームページに掲載し、周知していく。
② 子どもの読書活動の推進	
○取組状況と成果	「子どもの読書活動推進計画（四期計画）」に基づき、各種事業を実施した。特に不読率の高い高校生を対象に読書への関心を高める事業として、書評合戦「ビブリオバトル」、本の魅力を伝える作品を募集する「伝えよう！本の魅力コンテスト」を開催した。また、読書コンシェルジュ育成研修では、ポップづくりやビブリオバトル体験の活動を実施し、各学校や図書館で読書活動を推進するための知識や技能を身に付けた高校生 54 名を、読書活動推進リーダー「読書コンシェルジュ」に任命した。 本県調査結果では、不読率は小中高生ともにほぼ横ばいとなっている。
◇今後の対応方法	本を読まない理由はいずれの世代も「動画等の視聴に時間を使う」が最多であったため、引き続き、子どもの読書活動関係者を対象としたフォーラムや読書コンシェルジュ育成研修を実施し、不読率の改善を図る。

基本施策7 健やかな体を育む教育の充実							
<p>本県の児童生徒の体力を見ると、新体力テストで全国平均を下回るなど、運動時間の減少や、運動する子としない子の二極化等が懸念されます。そこで、幼少期から様々な運動やスポーツを経験させ、その楽しさを十分に体得させることで運動やスポーツが好きな児童生徒を増やし、生涯にわたって運動に親しむことができるようにしていきます。</p> <p>また、現在、食生活を含めた生活習慣の乱れ、性の問題行動や薬物乱用、心の健康、さらにはアレルギー疾患や感染症の問題など、子どもたちを取り巻く健康上の課題は多岐にわたっています。そこで、自身の健康に関心をもち、主体的に健康で安全な生活を送ることができるよう、学校保健、食育・学校給食の充実を図ります。</p>							
推進指標	新体力テスト体力合計点の本県平均値と全国平均値の差 〔全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）〕						
	基準値 (2019)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
小5男子 女子 中2男子 女子	▲1.17点 ▲0.10点 ▲0.37点 0.35点	▲0.78点 0.32点 0.17点 0.84点					小5、中2の男女とも全国平均値を上回る
推進指標	<ul style="list-style-type: none"> 朝食を「あまり食べていない」「全く食べていない」児童生徒の割合（小6・中3）〔全国学力・学習状況調査（文部科学省）〕 朝食を「全く食べない」生徒の割合（高3）〔本県児童生徒の体力・運動能力調査〕 						
	基準値 (2019)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
小6 中3 高3	3.7% 5.4% 5.3%	4.8% 6.3% 5.9%					0%を目指す

① 体育活動の充実	
○取組状況と成果	とちぎっ子体力ジャンプアッププロジェクト事業を実施し、Webサイトの開設や、専門的知識を持った外部指導者の小学校への派遣、基礎的運動能力の向上に向けた実技教室の開催等の取組を柱として、本県児童生徒の更なる体力向上を図った。 また、運動部活動においては、「部活動指導員」や「運動部活動補助員」を公立中学校・県立学校へ配置し、専門性の高い指導により、競技力の向上につなげた。
◇今後の対応方法	幼児期からの運動習慣の定着を図るため、子供の運動遊びの重要性に関する普及・啓発及び運動遊びを経験できる環境の充実を図っていく。 「部活動指導員」等については、今後も配置を拡充しながら競技力の向上を推進する。
② 学校保健、食育・学校給食の充実	
○取組状況と成果	専門医等を学校に派遣し、健康課題の解決に向けた講演会等を実施することにより、児童生徒が保健に関する知識を理解し、生涯を通じて健康を適切に管理し改善していく資質や能力の育成を図った。また、学校における食に関する指導を学校全体で取り組むため栄養教諭等を対象とした研修内容において食に関する指導や学校給食管理等について指導力・実践力の向上に努めた。
◇今後の対応方法	引き続き各種研修会の内容の充実を図り食育を推進するとともに、「食に関する専門家を派遣した食育啓発活動」を実施し、学校単位や地域単位で食に関する理解を深める機会を提供していく。また、学校と家庭、地域が連携し、家庭において健全な食生活を実践できるよう地道に啓発していく。

検討会議委員からの主な意見

- 保護者が読書をしている家庭と、スマートフォンばかりを見ている家庭の子どもの読書量には関係があるのではないかと。子どもの周りの大人が本を読まない子どもが本を読むようにはならないのではないかと。そのような、調査があるとよい。
- 小・中学校には県費の栄養教諭等が配置されていない小さな学校があり、近隣の学校の栄養教諭等が対応している。食物アレルギーなどもあり担任の先生方は対応に苦労している。栄養教諭等が不在の学校への対応が大切と考える。

基本施策8 自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実

自己指導能力とは、自己受容と自己理解を基盤に、目標達成に向けて、自発的・自律的に自らの行動を決断し、実行する力のことです。

また、児童・生徒指導は、一人一人の児童生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現できるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指すものです。

児童生徒が、将来の自己実現(社会的自立)に向けて、自ら課題を発見し、その解決のための自己及び周囲にとって適切な行動を自ら考え、適切な自己選択と自己決定を行いながら、様々な人々と協働し、責任をもって行動できる力を身に付けることができるよう、児童生徒の自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実を図っていきます。

推進指標	「あなたの学級では、学校生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると思いますか」の質問に対して、「当てはまる」と回答した児童生徒の割合〔全国学力・学習状況調査(文部科学省)〕						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
小6	(2019)						増加を目指す
	36.0%	37.2%					
中3	35.3%	38.1%					

① 学業指導の充実

○取組状況と成果	「学業指導の充実」を「令和3(2021)年度栃木県児童・生徒指導の基本方針」の努力点の一つとして掲げ、令和3(2021)年度児童・生徒指導推進中央研修会において、各学校における取組の推進を促した。また、問題行動等未然防止プログラム事業を通じて、教師用指導資料「学業指導の充実に向けて」を活用した校内研修会を実施し、多くの学校が、児童・生徒指導の具体策等に学業指導を位置付け、「学びに向かう集団づくり」や「子どもが意欲的に取り組む授業づくり」に取り組んだ。
◇今後の対応方法	令和3(2021)年度、児童・生徒指導推進委員会において作成し、3月に各学校に配布した、学業指導の取組の点検等に関する教師用指導資料「サイクルで進める組織的な取組」の周知・啓発、各種研修会等における活用等を通じて、各学校における学業指導の取組の推進を図っていく。

② 教育相談・支援体制の充実

○取組状況と成果	スクールカウンセラーについては、県内全ての公立小学校への配置を完了し、令和3(2021)年度、県立学校の配置校を10校増やした。カウンセリング等により、不登校や問題行動等の未然防止や早期解決に寄与している。また、スクールソーシャルワーカーについては、宇都宮市及び小山市を除く全ての中学校区に23名配置し、福祉的な支援が必要な家庭への支援体制を強化することができた。併せて、SNS(LINE)を活用した相談事業を実施し、生徒が相談しやすい体制を構築することができた。
◇今後の対応方法	スクールカウンセラーについては、学校における教育相談体制の強化に向けた効果的な活用について研修や講話を行うとともに、県立学校への配置を進めていく。併せて、スクールカウンセラーのスーパーバイザーについても、有効活用を図っていく。 また、スクールソーシャルワーカーについては、ヤングケアラーを含め、福祉的な支援が必要な児童生徒に対して、きめ細かな支援を実施できるよう、配置時間の拡大等に努めていく。併せて、SNS(LINE)を活用した相談事業については、相談日数の拡大等、相談体制の充実を図っていく。

③ 児童・生徒指導上の諸課題への対応	
○取組状況と成果	各教育事務所に設置した「いじめ・不登校等対策チーム」による学校訪問を通じて、各学校に対して、児童・生徒指導上の諸課題への対応に関する指導・助言を行うとともに、スクールロイヤー活用事業により、各学校が、学校だけでは解決が困難な児童・生徒指導上の諸課題に迅速かつ適切に対応できるよう法律相談等を実施し、いじめをはじめとする問題行動や不登校等の未然防止及び適切な対処に向けた組織的な指導体制の充実を図ることができた。
◇今後の対応方法	児童・生徒指導上の諸課題への適切な対応に向け、「いじめ・不登校等対策チーム」による学校訪問を継続し、各学校の組織的な指導体制の充実を図るとともに、いじめをはじめとする問題行動や不登校等の未然防止に向け、各種教師用指導資料を活用した学級経営に関する研修会の実施等を通じて、児童生徒が安心して学ぶことができる集団づくりと授業づくりに向けた取組の充実を図っていく。

基本施策9 社会に参画する力を育む教育の充実

公職選挙法の選挙権年齢が18歳以上に定められ、高等学校に在籍する生徒を含む18、19歳の若者が国や政治の重要な判断に加わることになりました。さらに、民法が改正され、令和4(2022)年度からは成年年齢が18歳以上に引き下げられます。

また、2015年の国連総会はSDGs(持続可能な開発目標)を採択し、2030年までの達成を目指しています。なお、SDGsの達成には、これまで推進してきたESD(持続可能な開発のための教育)が、重要な役割を担うと考えられています。

これらのことを踏まえ、社会を形成する一員として必要な判断力や実践力等を育み、よりよい世界の構築に向けて、主体的に社会に参画する力の育成を目指します。

推進指標	様々な社会問題について、生徒が自分のこととして捉え、社会参画力を育むことを目標とする教育活動を計画・実施している高等学校の割合						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	(2018)						
	39.6%	46.4%					85.0%

① 社会の形成者としての資質・能力を育む教育の充実

○取組状況と成果	法改正に伴い、これまで以上に早い段階から社会を形成する一員としての資質・能力が求められることを踏まえ、充実した主権者教育を実施するために、教職員や保護者、教育行政関係者を対象にした「主権者教育オンライン講演会」を実施した。講演会を教員が受講し、授業で還元することで生徒の社会参画に対する意識の向上を図った。
◇今後の対応方法	令和4(2022)年度から新教育課程が実施されるなかで、現実社会の課題に関わる学習の充実を図るために、副教材の活用や出前講座の実施など、ICTも駆使しながら、専門家や関係機関と連携・協働した高校公民科「公共」の授業づくりを推進する。

② 持続可能な社会の創り手を育む教育の推進

○取組状況と成果	「未来を創る高校生地域連携・協働推進事業」を通して、高校生が地域の公民館や社会福祉協議会等と連携し、地域住民とともに地域行事等の運営や地域企業と連携・協働していちごを使用した商品を開発し、本県の土産品としてブランド化に向けたプロモーション活動等を行った。これらの取組を通して、地域に対する理解や地域への愛着を育むとともに、地域振興を目的とした地域資源の活用法等を習得した。
◇今後の対応方法	引き続き、地域の魅力や課題等について探究する学習を支援する中で、生徒による主体的・協働的な学習、教科横断的な学習等を充実させる。 また、地域課題の解決や地域ブランド創出に向け、地域と連携・協働しながら実施校の特色あるカリキュラムの開発や指導方法等の工夫及び改善を図っていく。

基本施策 10 キャリア教育・職業教育の充実

生産年齢人口の減少、情報化やグローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっています。そのような中においては、児童生徒が学習を人生や社会と関連付けていくことが重要であることから、児童生徒の発達の段階に合わせた体験活動等を取り入れながら、キャリア教育の充実を図ります。

また、高等学校では一人一人の勤労観、職業観を確立させるため、地域や産業界等と連携したインターンシップ等の職業体験活動の機会の充実を推進し、特別支援学校では、児童生徒一人一人の生涯にわたる自立と社会参加を見据え、職業教育における個に応じた指導の充実と、きめ細かな就労支援の推進を図ります。

推進指標	生徒一人一人が主体的に学ぶ体験活動を取り入れたキャリア教育を推進している高等学校の割合						
	基準値 (2019)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	目標値
	57.6%	43.1%					100%

① キャリア教育の充実

○取組状況と成果	児童生徒が職業観や勤労観を確立させ、自己理解を深めた上でキャリアを設計することができるよう、職業に関する調べ学習、様々な職業の方による講演会、職場や上級学校の見学等、各学校の実情や特色に応じて様々な取組が行われた。また、キャリア・パスポートを活用しながら、個に応じたきめ細かな指導の充実に努めた。
◇今後の対応方法	児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることができるよう、引き続き、キャリア・パスポートを活用しながらキャリア教育の充実を図る。

② 職業教育の充実

○取組状況と成果	職業教育の指導充実に向けて、指導マニュアルに生徒の主体的な取組を促す指導の要点を加えるなどの改善を行った。また、就労支援コーディネーターが担任等からの情報を基に実習・就職先企業を開拓するなどして、生徒の希望・適性に応じた円滑な就労を図った。
◇今後の対応方法	職業教育に係る授業改善に向けて、指導マニュアルに加え、動画教材の作成・活用の工夫等について、会議等を通して学校間で情報共有を図っていく。また、新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じながら、実習の機会を確保するとともに、関係機関と連携して企業向けセミナー等を実施するなどして、きめ細かな就労支援を充実させていく。

検討会議委員からの主な意見

- スクールソーシャルワーカーが家庭の様々な問題に対応しており多くの場面で活用されている。また、学校にいたときにスクールソーシャルワーカーに家庭と学校とを繋げていただけた。今後とも、現場の声をしっかり聞いて活用の在り方について考えてほしい。
- 各学校に1割程度、家族の介護等のために勉強をする時間を削られてしまったり、学校に行けなかったりするヤングケアラーの子どもたちがいる。関係機関と連携し、そのような子どもたちへの支援を充実させる必要がある。

基本施策 11 ふるさとの自然・歴史・伝統・文化等を学ぶ機会の充実							
<p>グローバル化が進展する中で、子どもたちが主体性をもって生きていくには、国際感覚を磨き、国際的視野に立ちながら、郷土や我が国の伝統・文化等を尊重し、それらを育んできた郷土や我が国を愛するとともに、他国の異なる文化を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが大切です。</p> <p>そのため、郷土や我が国の自然・歴史・伝統・文化等を学ぶ機会について、学校教育においては、地域社会と連携・協働しながら、各学校の特色を生かした教科等横断的な視点で充実を図ります。社会教育においても、様々な体験や人との交流を通じて充実を図っていきます。</p> <p>また、現在まで大切に守り伝えられてきた地域の文化財を次の世代に確実に継承するため、その価値を明らかにするとともに、県民が文化財に触れ、親しみ、理解を深めることにより、ふるさとへの愛情と誇りをもてるよう、積極的な活用を図っていきます。</p>							
推進指標	フェイスブック「体感!!とちぎの文化財」ページのコンテンツを見たユーザー数（累計）						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	(2019)						
	1,200,939件	1,961,350件					3,511,000件
① ふるさととちぎを学ぶ機会の充実							
○取組状況と成果	<p>小・中・義務教育学校では、学校訪問や各種研修等で、地域の特色を生かした教育課程の編成を図り、教科等横断的な視点でふるさとを学ぶ機会を充実できるよう促進し、「とちぎふるさと学習」資料集やホームページの活用などにより、ふるさとへの理解を深めた。高等学校においても、各教科や総合的な探究の時間等において、地域の素材や地域の学習環境を積極的に活用したり、生徒が地域の一員として活動したりすることなどにより、ふるさとについての理解を深めた。</p>						
◇今後の対応方法	<p>小・中・義務教育学校においては、「とちぎふるさと学習」資料集について、児童生徒がより効果的に資料集を活用することができるよう、小・中学校の一人一台端末の整備を踏まえ、デジタルブックに仕様を変更してインターネットに掲載し、利用促進を図る。県立高校においては、市町や大学、企業等との連携による地域課題の解決やブランド開発に向けた取組をする「未来を創る高校生地域連携・協働推進事業」の実施等により、地域理解や地域への愛着を育む教育を一層推進していく。</p>						
② 伝統や文化に関する教育の充実							
○取組状況と成果	<p>児童生徒が伝統や文化に触れる機会を充実させるため、関係機関と連携して演劇等の公演を37の学校で実施し、計6,335名が参加した。</p> <p>公演を実施した学校からは、「音楽への興味・関心が高まった」、「豊かな心情の育成に役立ったと感じた」等、児童生徒が伝統や文化に触れたことによる効果について多くの報告があった。</p>						
◇今後の対応方法	<p>関係機関と連携しながら、児童生徒の芸術鑑賞の機会を提供する。また、各学校に対し、文化庁関係事業の更なる活用を推奨していく。</p>						
③ 文化財の保存と文化財に触れ親しむ機会の充実							
○取組状況と成果	<p>文化財保存修理等事業19件に対する補助、学術上価値の高い重要遺跡や開発事業地内に所在する遺跡の発掘調査、日光杉並木街道に係る保護用地公有化や樹勢回復のための事業等を実施し、文化財の適正な保存を図った。また、ホームページの充実や県民との協働によるフェイスブック投稿、埋蔵文化財センターにおける普及啓発事業などの文化財情報の発信により、本県の文化財への理解や関心が高まった。</p>						

◇今後の対応方法	未指定も含めた文化財の把握や適切な保存・活用のため、文化財の調査研究、指定等に取り組むとともに、文化財保存修理等に対する補助や埋蔵文化財の発掘調査、日光杉並木街道の保護対策などを進めていく。また、ホームページやフェイスブック等による情報発信、県民との協働による「文化財応援団」、発掘調査成果の速やかな公表や現地説明会などの取組により、文化財の積極的な活用を図っていく。
----------	--

基本施策 12 より高度な世界・広い世界に触れる機会の充実

社会が急激に国際化・情報化するに伴い、現代社会における諸課題も高度化・複雑化しています。これらに対応するために、他者と協働する力、最先端の知識・技能、国際的な視野及びチャレンジ精神を兼ね備えた人材の育成が必要とされています。

そのため、児童生徒の興味や関心を広げ、学ぶ意欲を高めるとともに、自分の未来を描くきっかけとするため、小・中学校段階から様々な分野において、専門性の高い技術等に触れる学習機会の提供を図ります。

高等学校においては、大学をはじめとした研究機関等と連携して高度な学びの機会を提供し、学問への理解を深める教育や、地域や産業界等と連携して実践的・体験的な学習活動を充実させ、地域産業を担う人材を育成する教育の充実を図ります。

また、留学支援や、世界で活躍する人物や海外経験のある生徒の経験を共有する場の充実を図り、グローバル社会において必要とされる資質能力の育成を目指します。

推進指標	留学や海外とのオンラインを通じた交流や研修等を実施した高等学校の割合						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	(2019)						
	33.9%	11.9%					65.0%

① 高度な学びの機会の充実

○取組状況と成果 県内の高等教育機関や民間企業等と連携しながら、児童生徒に専門性の高い学習機会を提供する「とちぎ子どもの未来創造大学推進事業」を実施した。「本物」体験講座については、新型コロナウイルス感染症の影響で全124講座のうち65講座の実施となり、計768名の参加があった。また、受講者アンケートでは、「学んだことや初めて知ったことについて、もっと勉強してみたい」といった感想が多く寄せられ、学習意欲の高まりが確認できた。

◇今後の対応方法 様々な分野において専門性の高い技術等に触れることのできる体験活動の機会の充実を図るため、各講座の実施機関との連携を深める。また、より多くの参加者を募るため、広報紙やホームページで情報発信を行っていく。

② 産学官連携による産業教育の充実

○取組状況と成果 「キャリア形成支援事業」等を通して、各専門高校において、学科の特性や、生徒や地域の実態に応じた人材を招へいし講演会や授業を実施することにより、企業における最先端の技術を知る機会や各産業分野の専門家から高度な知識・技術を学ぶ機会となり、専門性の深化や学習意欲の向上にもつながった。

◇今後の対応方法 生徒の更なる専門性の深化を目指して、専門高校に対し、講演会、模擬授業のほかに、企業等と連携した研究や商品開発、大学等との共同研究等、地域と連携・協働した実践的・体験的な学習プログラムの充実を図っていく。

③ 国際的視野やチャレンジ精神の涵養

○取組状況と成果 「県立学校短期留学支援事業」及び「高校生短期留学プログラム支援事業」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により実施することができなかったが、オンラインを活用した国際交流やグローバル人材育成講演会を通して、多様な価値観に触れることができた。また、水際対策の緩和により外国語指導助手の新規招致が実現し、外国語指導助手を活用して言語活動を充実させることができた。

◇今後の対応方法	国際的視野とチャレンジ精神の更なる育成を目指し、引き続き海外留学の支援を行っていくとともに、新たにオンラインによる海外研修の支援を実施していく。また、英語による「話す」「書く」といった発信力の強化を目指し、外国語指導助手を活用することによって、言語活動の充実を図る。
----------	---

基本施策 13 県民一人一人の生涯学習への支援

社会の変化に対応しながら、健康で生きがいのある生活を送るためには、私たち一人一人が生涯にわたって自ら学習し、自己実現を図るとともに、他者と連携・協働しながら主体的に社会に参画していくことが求められています。

そのため、「栃木県生涯学習推進計画（六期計画）」において、「学び、つながり、活躍できる人づくり」を基本目標とし、生涯学習を推進する基盤づくりに取り組むとともに、生涯にわたる学びの機会の充実や学びを生かした地域づくりの促進等に取り組み、県民一人一人の生涯学習活動の支援に努めていきます。

推進指標	とちぎ県民カレッジ年間受講者数（累計）						
	基準値 (2019)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	74,229人	125,233人					420,000人

① 生涯学習推進の基盤づくり

○取組状況と成果
庁内各課室の243事業を生涯学習関連事業に位置付けて実施するとともに、研修や講座に参加しやすい環境づくりの一環として、ICTを活用するための「Web会議ツール活用セミナー」を実施し、40名が参加した。また、多様な主体の連携・協働をコーディネートする社会教育主事の養成講習に教員を派遣し、21名が有資格者となった。
青少年教育施設では、未来の社会を担う青少年の健全な育成を目的として、感染症対策に留意した上で体験活動を実施し、県民に対して多様な学習機会を提供した。

◇今後の対応方法
全庁的に生涯学習関連事業を実施するとともに、引き続き、ICT活用の推奨や社会教育主事講習への受講者派遣を行う。
新青少年教育施設の整備については、県と事業者との間で定期的に協議の場を設け、事業内容の調整や情報共有及び進行管理等を適切に行いながら、令和6(2024)年4月の開所に向けて整備を着実に進めていく。

② 生涯にわたる学びの機会の充実

○取組状況と成果
全ての県民にライフステージに応じた多様な学習機会を提供するため、県・市町の関係施設、高等教育機関など78機関と連携して、「とちぎ県民カレッジ」の講座として1,503講座を登録した。
新型コロナウイルス感染症の影響により199講座が中止となったが、受講者数は前年度比で8,832名増の計29,918名であった。

◇今後の対応方法
引き続き、カレッジ講座実施機関と連携し、全県的な学習機会の提供に努めるほか、ホームページによる受講の案内や冊子・チラシの県内各所への配置を通して、幅広い世代に対して登録講座情報の周知を図っていく。

③ 学びを生かした地域づくりの促進

○取組状況と成果
学校と地域が連携して行う様々な活動の調整を担う地域コーディネーターの養成研修を県内各地区で実施し、計534名が参加した。
中・高校生を対象としたユースボランティア研修会は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。

◇今後の対応方法
各市町と連携し、地域コーディネーターの養成を促進するとともに、地域学校協働活動推進委員養成研修と連動させ、資質向上を図る。研修終了後の活動の支援方策についても検討を進める。

基本施策 14 いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会を契機としたスポーツの推進

本県の競技スポーツ選手がオリンピック・パラリンピックなどの国際大会や国内大会で活躍する姿は、多くの県民に感動や希望を与え、子どもたちに大きな夢を与えます。また、国民体育大会や全国障害者スポーツ大会等の大規模大会の開催は、人と人との絆を深め、地域の活性化につながります。

本県では、令和4(2022)年に開催する第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」・第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」(以下「両大会」という。)を好機と捉え、選手の発掘・育成・強化など競技力の向上を図るとともに、スポーツ環境の整備を進めます。

さらに、全国大会等の大規模大会の招致やスポーツ関係団体と連携したスポーツイベントの充実等により、両大会の開催による有形・無形のレガシー(遺産)を継承することで、「する」「みる」「ささえる」といったスポーツと関わる多様な機会の充実を図り、「スポーツで人生を豊かにする“とちぎ”」の実現を目指します。

推進指標	国民体育大会での天皇杯・皇后杯の順位						
天皇杯 皇后杯	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	(2019) 18位 26位	三重大会 中止					2022年は天皇杯・皇后杯を獲得し、その後も19位以内を維持する
推進指標	成人の週1日以上スポーツ活動実施率〔栃木県政世論調査〕						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	53.5%	52.0%					65%(国の目標)

① 本県選手の競技力の向上

○取組状況と成果	令和4(2022)年に本県で開催する「いちご一会とちぎ国体」に向けて、「栃木県競技力向上基本計画」に基づき競技力向上事業を展開した。令和3(2021)年度は、基本計画における「完成期」2年目となることから、ターゲットエイジ対策をはじめ有望選手・チーム強化支援などにより、選手強化に取り組んだ。また、即戦力となるスポーツ専門員については、昨年度の25名から55名へと大幅に増員し、競技力向上を図った。
◇今後の対応方法	コロナ禍により、各競技団体の強化事業が計画どおりに実施できていない状況が続いているため、とちぎスポーツ医科学センターにおけるデータに基づいた個別指導やオンラインでのトレーニング指導等を活用するなど強化を進めていく。 さらに、少年種別のターゲットエイジ選手を着実に強化するとともに、スポーツ専門員配置事業等による成年選手の確保に力を入れ、選手層の更なる充実を図っていく。

② 大会の開催によるレガシー(遺産)の継承

○取組状況と成果	国体等のレガシーを継承し、スポーツを活用した地域活性化、地方創生に取り組むため、今後の取組の方向性を示す「とちぎスポーツの活用による地域活性化推進戦略」(仮称)の策定に向けて、令和4(2022)年3月、庁内WGを設置し、議論を開始した。
◇今後の対応方法	令和4(2022)年度中に同戦略を策定し、大規模大会やスポーツイベント等の誘致、スポーツツーリズムの推進を図っていくことにより、スポーツの更なる振興につなげていくとともに、スポーツを生かした地域活性化等にも取り組んでいく。 このほか、県民がスポーツに参加する機会を確保するため、総合スポーツゾーンなど国体等を契機に整備された施設を活用したスポーツイベントの開催などに努めていく。

検討会議委員からの主な意見

- ふるさとの自然・歴史・伝統の分野は喫緊の課題はないと思うが、豊かな学びや生活という視点を考えると、児童生徒や若い人たち、働き盛りの人たちに対してフェイスブック等を活用したPR等を推進することも大切である。
- スポーツ専門員が国体後も県内で活躍できるようにすることが大切であり、そのようなことがスポーツの社会的価値をより高めるのではないか。

基本施策 15 学校教育の情報化の推進							
<p>学習指導要領(平成 29.30 年告示)において、「情報活用能力」(情報モラルを含む。)が学習の基盤となる資質・能力の一つとして初めて規定されました。</p> <p>また、GIGAスクール構想による、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備によって、これまでの学校教育の実践とICTや先端技術を効果的に組み合わせた、新しい時代の学校教育を実現する必要があります。</p> <p>児童生徒の「情報活用能力」の育成を図る手段としてICTを活用することは有効であるため、ICTを活用するために必要な学校のコンピュータや情報通信ネットワークなどの環境を整えるとともに、これらを適切に活用した学習活動の充実を図れるよう教員のICT活用指導力の向上に努め、多様な子どもたちの資質・能力を育成するための個別最適な学びと、社会とつながる協働的な学びの実現を目指します。</p>							
推進指標	ICT活用指導力チェックリストの「授業にICTを活用して指導する能力」に関する設問において、「できる」もしくは「ややできる」と回答した教員の割合 〔学校における教育の情報化の実態等に関する調査(文部科学省)〕						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	(2019)	72.0%	75.7%				100%(2022年度までに90%以上)
① 教員のICT活用指導力の向上							
○取組状況と成果	小・中・高・特の教員を対象としたタブレット活用研修の開催やICT機器の操作等に係る動画の配信により教員のICT活用指導力の向上を図った。また、学校のニーズに応じた校内研修サポート事業の実施や、プログラミング教育応援チームの派遣など、人的支援による教員のICT活用指導力の向上に努めた。ICTを活用することで得られる教育的効果を実感している教員が多い一方で、新型コロナウイルス感染症による臨時休業におけるオンライン授業の必要性が高まるなどICT環境の急速な変化に不安を抱える教員が増加していると考えられる。						
◇今後の対応方法	各教員のスキルに合わせたコース選択ができるICT活用研修や校内研修サポート事業等を実施し、教員のICT活用指導力の向上を図っていく。						
② 情報モラル教育の充実							
○取組状況と成果	ネットトラブルを未然に防止するために作成した情報モラル指導資料を活用し、教育活動の様々な場面での指導の充実を図った。また、教員を対象とした研修会に指導主事等を派遣し、情報モラルの更なる醸成に努めた。						
◇今後の対応方法	引き続き、情報モラル指導資料等による啓発や訪問による研修を継続するとともに、ICT活用研修において情報モラルを扱ったり、新たな啓発資料を作成・周知したりすることにより、児童生徒の情報モラルの向上を図っていく。						
③ ICT環境の充実							
○取組状況と成果	GIGAスクール構想の実現に向けて、小・中・高・特の全児童生徒に1人1台のタブレット端末を整備した。また、県立学校においては、全ての普通教室及び一部の特別教室に電子黒板を整備するとともに、ICT支援員を派遣しトラブル対応や活用支援、校内研修等を行うなど、ICT教育の推進を図った。						
◇今後の対応方法	GIGAスクール運営支援センターを開設し、コールセンターによる電話相談やICT支援員による訪問支援を継続的に行うことで、全ての児童生徒がICTを円滑に活用できる環境づくりに努めていく。						

基本施策 16 教員の資質・能力の向上

学校が取り組むべき今日的な課題は、年々高度化・複雑化しており、状況に応じた組織的な対応が求められています。一方で、教員の大量退職時代を迎え、学校で指導的立場を担うベテラン教員の退職、採用者数の増加に伴い、ミドルリーダーの育成や若手教員の資質・能力の向上が、総合的かつ組織的に取り組むべき喫緊の課題となっています。

そのため、教員の養成・採用・研修に一体的に取り組むことにより、教員一人一人の自覚、使命感の高揚と資質・能力の向上に努めていきます。

推進指標	県総合教育センターが実施した研修について「自身のキャリアステージに応じた資質・能力の向上に役立つ」と回答した教員の割合〔受講者振り返りシート〕						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	(2019)						毎年度80%を上回る
	79.2%	99.0%					

① 養成・採用・研修の一体的な取組の推進

○取組状況と成果	教職5年以内の教諭や講師、本県公立学校の教員を目指す学生等がともに学び合う「とちぎの教育未来塾」を実施し、教員としての基礎的な事柄の理解を図るとともに、実践的指導力を向上させることができた。また、受講者が主体的に学べるよう、講座を選択制とし、特別講話を2回実施したこと等により、本県の教育や教職に対する情熱や使命感を培うことができた。
◇今後の対応方法	教職5年以内の教諭や講師、学生等の自主的・主体的な研修の場となるよう、選択講座の増設、講座内容の工夫・改善等に努めるとともに、オンラインでも十分に研修効果が得られる内容については、受講者の移動時間等の負担軽減のため、オンライン(同時双方向型)による開催を増やしていく。

② 教員のキャリアステージに応じた研修の充実

○取組状況と成果	「栃木県教員育成指標」に基づいて作成した研修目標を受講者に提示することで、受講者が自身のキャリアステージに応じた資質を身に付けるとともに、学び続ける意欲を醸成することができた。 教職経験年数に応じた研修において、マネジメントに関する研修を体系化して実施することで、マネジメント力の向上を図ることができた。
◇今後の対応方法	「栃木県教員育成指標」、「栃木県教員研修計画」を踏まえ、研修の改善・充実に努めるとともに、教員としての基礎的な知識の理解、実践的指導力の向上を図る。 教職経験年数に応じた研修において、ICT活用、危機管理に関する研修を体系的に実施することで、教員の指導力の向上を図る。

基本施策 17 学校運営体制の充実

現在、社会が急速に変化する中で、学校を取り巻く課題は、より複雑化・困難化しています。また、子どもたちが予測困難な未来を主体的に生き、社会の形成に参画する上で必要となる資質・能力を育成するため、学校教育の改善・充実が求められており、新たに指導すべき内容、取り組むべき課題等も生まれています。

教員が心身の健康を保ちながら、様々な課題に的確に対応しつつ、子どもたちに将来必要となる資質・能力を確実に身に付けさせていくためには、限られた時間の中で子どもたちと向き合う時間を十分に確保する必要があります。

そこで、教員が本来担うべき業務に専念できるよう、学校における働き方改革を推進するとともに、きめ細かな指導を可能とする指導体制の充実を図ります。

さらに、教職員の保健管理の充実に努め、全ての教職員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、教育の質を高めていけるよう支援していきます。

推進指標	少人数学級及び少人数指導の成果として、きめ細かな指導につながった旨の回答をした小・中・義務教育学校の割合〔少人数学級実施状況調査、少人数指導の実態に関する調査〕						
少人数学級 少人数指導	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	(2019)						毎年度95%を上回る
	94.9% 97.7%	95.8% 97.6%					
推進指標	「業務改善により、教材研究や授業準備、児童・生徒指導に充てる時間が増加した」と回答した公立学校教員の割合〔「学校における働き方改革推進プラン」に基づく実態調査〕						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	(2019)						50%以上
	24.3%	31.8%					
推進指標	公立学校教員の1か月当たりの時間外勤務時間 (在校等時間から条例で定める勤務時間等を減じた各月の合計時間の平均)〔「学校における働き方改革推進プラン」に基づく実態調査〕						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	(2019)						45時間以下
	49.5 時間	48.0 時間					
① 学校の指導体制の充実							
○取組状況 と成果	義務教育全学年で35人以下学級を実施し、学力の向上及び児童生徒一人一人のよさや可能性を引き出して育てる教育を推進(いきいきプロジェクト)してきた。また、小学校低学年の必要度の高い学級や特別支援学級を含む指導困難な状況の見られる小・中学校への非常勤講師の配置(スマイルプロジェクト)や、学力向上推進リーダーや学力向上実践加配の配置(かがやきプロジェクト)により、きめ細やかな指導や学力向上に向けた指導の体制整備が一層充実した。						
◇今後の 対応方法	35人以下学級については、少人数学級であることの利点を生かした効果的な指導等について研究していく。 非常勤講師等の配置については、指導困難な状況が見られる学級や学校の実情等を考慮し、市町教育委員会の意向を踏まえながら、緊急度・必要度の高い学級や学校への適正かつ効果的な配置を進めていく。						
② 学校における働き方改革の推進							
○取組状況 と成果	「学校における働き方改革推進プラン(第1期)」に基づき、令和3(2021)年度は、勤退管理システムの導入や業務改善推進モデル校における実践などにより、勤務時間の適正化や教員の意識改革を進めるとともに、教員業務支援員などの外部人材の活用を図った。これらの取組の結果、教職員の時間外在校等時間の減少が見られ、業務を効率的に行うよう工夫するなど意識改革が行われ、教職員自身の働き方に変化が現れたと考えられる。						
◇今後の 対応方法	第1期プランの目標は十分には達成されなかったため、「学校における働き方改革推進プラン(第2期)」を令和3年度末に策定した。 改革の更なる推進のためには、管理職による勤務の適正な管理と教職員一人一人が勤務時間を意識した働き方をすることが大切なため、教職員自身がワークライフバランスを考え、限られた時間の中で、学習指導や児童・生徒指導、自己研鑽に効率よく取り組むという意識の下に、業務改善を図っていけるよう支援していく。						

③ 教職員の保健管理の充実	
○取組状況と成果	県立学校において、定期健康診断や人間ドックで要精検と判定された教職員に対し、精密検査の受診勧奨を行い、疾病の早期発見・早期治療につながった。ストレスチェックを実施し、自らストレスの状況に気付き、セルフケアに生かされた。高ストレス者のうち申出のあった者に対し、産業医等の面接指導を実施した。メンタルヘルス講座や学校メンタルヘルスサポート事業として、希望する学校に臨床心理士等の専門家を派遣した。
◇今後の対応方法	管理職が直接勧奨指導するなどして、精密検査受診率の向上を図る。高ストレスと判定され面接指導の対象となった者に対しては、勧奨通知を発出するなど面接指導を促していく。

基本施策 18 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

次代を担う子どもたちには、変化の激しい時代に対応するため、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら課題を解決する力が求められています。このような力は学校だけで育まれるものではなく、家庭における教育はもちろんのこと、地域の多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていく中で育まれていきます。

社会全体で子どもたちを育てる取組は、大人の学びや地域の活性化にもつながることから、今後は、学校と地域が連携・協働するための体制整備を支援するとともに、子どもの生きる力を育みながら、家庭と地域の教育力の向上を目指す「ふれあい学習」の取組の充実を図ります。

推進指標	小・中・義務教育学校における地域学校協働本部カバー率〔コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査(文部科学省)〕						
	基準値	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	目標値
	65.0%	67.3%					80%を上回る

① 「ふれあい学習」の推進

○取組状況と成果	ふれあい学習の周知啓発のため、関係事業や各市町における実践事例を掲載した情報紙を作成し、各学校や公民館等の関係機関に配布した。ふれあい学習の充実や地域における教育的課題の解決を図るため、参加者による協議や情報交換を行う地域実践交流会(ふれあい学習ネットワーク)を県内各地区で開催し、計248名が参加した。
◇今後の対応方法	ふれあい学習推進委員会において、地域の様々な教育活動に携わる関係者を対象とした研修の効果や地域住民等の参画を促すための取組について評価を行い、ふれあい学習の推進方策を提示する。

② 学校と地域の連携・協働の推進

○取組状況と成果	地域とともにある学校づくり及び学校を支える地域の体制整備を支援するため、地域連携教員研修や頑張る学校・地域！ 応援プロジェクト事業を実施した。地域学校協働本部を新たに整備した市町があり、地域学校協働本部カバー率が向上した。
◇今後の対応方法	研修を通して関係者の資質向上を図るとともに、関係者による連携会議の開催及び活動の企画の支援を継続して行う。また、関係事業の成果や好事例等を掲載したハンドブックを作成し、学校と地域が連携・協働した活動の充実を図る。

③ 家庭教育への支援

○取組状況と成果	地域における家庭教育支援者の養成研修を実施し、35名が修了した。また、各市町との連携により、家庭教育支援プログラムを活用した学習会を計158回実施した。そのうち、約7割で養成した支援者が進行役などで活躍しており、学びの成果を生かした取組や地域におけるつながりづくりを促進することができた。 また、とちぎの高校生「じぶん未来学」の内容を改訂し、生徒の多様性に配慮するとともに、学校の実情に対応した効率的なプログラムとした。
----------	---

◇今後の 対応方法	引き続き、各市町と連携し、家庭教育支援者を養成するとともに、保護者を対象とした家庭教育に関する学習機会を提供する。 とちぎの高校生「じぶん未来学」の研修会の開催や推進検討会議で検討した効果的な指導方法や実践事例の提供により、各学校の取組を支援する。
--------------	---

基本施策 19 魅力ある県立高校づくりの推進	
<p>社会が急速に変化を続け、将来の予測が困難な時代において、高等学校においては、主体的に社会に参画し、多様な人々と協働しながら、幅広い視野と柔軟な発想で新たな価値を創造し、持続可能な社会づくりに貢献できる人材を育成することが求められています。</p> <p>各学校では、地域における自校の役割を踏まえ、育成すべき生徒の姿や資質・能力を明確にし、その実現のため、地域との協働の下、社会に開かれた教育課程や探究的な学習活動、特別活動等を創意工夫し、特色ある教育活動を進めます。</p> <p>また、引き続き、国の教育改革の動向や社会のニーズを見極めながら、新たな教育システムや国、県の支援事業の導入等により、今後とも時代や社会の変化に対応した魅力ある学校づくりを進めます。</p>	
○取組状況 と成果	第二期県立高等学校再編計画に基づき、小山城南高校及び足利清風高校で学科改編等を行った。また、令和3(2021)年2月に設置した「県立高校の在り方検討会議」において、今後の望ましい県立高校の在り方について検討を進め、令和4(2022)年2月に同会議から提言が提出された。
◇今後の 対応方法	魅力と活力ある学校づくりを推進するため、黒磯南高校総合学科に福祉系列を導入する。さらに、県立高校の将来構想の策定に向け、「高校再編県民フォーラム」や学校訪問等を通して、広く県民や地域の方々、教育関係者の意見を聴取する。

基本施策 20 学校施設・設備の整備	
<p>県立学校における校舎・体育館等の施設や職業系高校の実験実習用機器等の産業教育設備については、児童生徒等の安全・安心な学習環境を確保するため、計画的な改修や更新等を行っていきます。</p> <p>公立小・中・義務教育学校の施設についても、児童生徒の安全・安心な学習環境を確保するため、市町に対して積極的な取組を働きかけ、施設の整備を促進していきます。</p>	
① 県立学校施設・設備の整備	
○取組状況 と成果	安全・安心な学習環境を確保するため、「県立学校施設長寿命化保全計画第Ⅰ期中期計画」に基づいた計画的な改修を行うとともに、令和4(2022)年度からの「県立学校施設長寿命化保全計画第Ⅱ期中期計画」を策定した。 工業高校や農業高校などの職業系高校にある実験実習設備について、令和3(2021)年度においては、7校6品目を整備・更新したほか、国庫補助を活用し、デジタル化に対応した実習設備15校21品目を整備・更新した。
◇今後の 対応方法	令和4(2022)年度以降も学校施設の長寿命化対策を計画的に進めていくとともに、トイレの洋式化などに引き続き取り組み、教育環境の更なる充実に努めていく。 実験実習設備については、職業系高校の実情に即し、整備・更新していく。
② 公立小・中・義務教育学校施設の整備促進	
○取組状況 と成果	小・中・義務教育学校の耐震化について、令和2(2020)年度までに、優先度の高い構造体の耐震化に加えて、屋内体育館の吊り天井対策が完了しており、令和3(2021)年度は、吊り天井以外の非構造部材についても国の学校施設環境改善交付金の活用による対策の早期実施を促進した。 また、老朽化した学校施設の改修についても、同交付金を活用した長寿命化対策の実施を促進した。

◇今後の 対応方法	今後も各市町に対して、小・中・義務教育学校の学校施設に係る様々な課題の早期解決に向けた国庫補助の活用を促すなど、必要な助言等を行っていく。
--------------	---

検討会議委員からの主な意見

- 各学校で配布されているタブレットが学習以外の目的に使われているとの話を聞いている。各学校によって設定が違い、使用できるアプリなどに差が出ている。タブレットの設定を本来の目的以外の使用ができないようにする必要がある。
- 教員が自主的に研修できる環境や受講したいと思える仕掛けをつくってほしい。
- 臨時的任用等の教員不足が問題となっている。教員不足の解消に向けた教員の確保についての方策が必要である。

Ⅲ 教育委員会の活動状況について

1 会議等の運営及び開催状況等

教育委員会会議については、原則として毎月第1火曜日に「定例会」、また、必要に応じて「臨時会」を開催している。このほか、施策の勉強や事前協議等のため、適宜、「教育委員協議会」を開催している。

令和3(2021)年度の開催回数は、次のとおりである。

【会議の開催状況】

○定例会	……………12回	
○臨時会	…………… 1回	
○協議会	……………12回	[合計25回開催]

2 会議の内容

定例会、臨時会及び協議会において、総件数150件におよぶ議案等の審議等を行った。

会議は原則公開になるが、人事に関する議案を審議する場合等では、出席委員の3分の2以上の多数をもって、非公開の会議とする場合がある。

なお、定例会、臨時会及び協議会において審議された内容別の件数は、次のとおりである。

○総件数	150件
【内訳】	
○議案	61件
・教育行政の運営に関する基本方針に関すること	9件
・人事、サービスに関すること	27件
・条例、規則等の制定、改廃に関すること	11件
・学校教育に関すること	8件
・表彰に関すること	3件
・その他	3件
○報告	47件
○協議等	42件

3 会議以外の活動状況

教育委員は、会議以外に、総合教育会議、関係機関等との意見交換、創立記念式典等への参列などの各種活動を行っている。

① 総合教育会議……………1回

知事が招集する栃木県総合教育会議に出席し、コロナ禍における教育について、協議等を行った。

② 関東地区協議会、関係機関等との意見交換会等……………4回

教育行政に関する情報交換や諸問題等を協議するため、全国及び1都9県教育委員会協議会への出席のほか、関係機関等との意見交換会を実施した。

【主な行事】

○令和3(2021)年7月15日(木) 全国都道府県教育委員会連合会総会(W e b開催)

○令和3(2021)年11月24日(水) 1都9県教育委員会全委員教育委員協議会(W e b開催)

○令和4(2022)年1月20日(木) 都道府県・指定都市教育委員研究協議会(W e b開催)

○令和4(2022)年1月31日(月) 全国都道府県教育委員会連合会第2回総会(W e b開催)

③ 新規教員採用選考試験視察……………1回

試験の実施状況を確認するため、視察を実施した。

④ 創立記念式典……………9回

県立学校における創立記念式典に参列した。

⑤ 各種行事、大会・・・5回

教育委員会主催の表彰をはじめ、各種行事に参加した。

【主な行事】

- 令和3(2021)年7月30日(金) ふれあい活動高校生のつどい(W e b 開催)
- 令和3(2021)年10月13日(水) とちぎ教育賞表彰式(県公館)
- 令和3(2021)年10月28日(木) 学校教育支援ボランティア感謝状贈呈式(県公館)
- 令和3(2021)年10月28日(木) 教育功労者等表彰式(県公館)
- 令和4(2022)年1月28日(金)及び29日(土) 県教育研究発表大会(W e b 開催)

⑥ 研修会等・・・1回

今日的な教育課題や職務遂行に必要な知識等について理解を深めるため、研修会等を実施した。

⑦ 関係機関会議

教育委員が次の関係機関の委員等に就任している。

第77回国民体育大会栃木県準備委員会、県共同募金会、県私立学校審議会等

4 教育委員一覧

(R4(2022).3.31 現在)

職 名	氏 名
教育長	荒川 政利
委員(教育長職務代行者)	金子 達也
委 員	陣内 雄次
委 員	板橋 信行
委 員	鈴木 純美子
委 員	工藤 敬子

「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動
うちの子・よその子・栃木の子、みんなで育てて明るい未来

